

平成二十五年法律第七十八号
国家公務員の配偶者同行休業に関する法律

(目的)
(配偶者同行休業の効果)

第一条 この法律は、配偶者同行休業の制度を設けることにより、有為な国家公務員の継続的な勤務を促進し、もつて公務の円滑な運営に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、第十二条を除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条に規定する一般職に属する国家公務員をいう。

2 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

4 この法律において「配偶者同行休業」とは、職員(常時勤務することを要しない職員、臨時に任用された職員その他的人事院規則で定める職員を除く。次条第一項において同じ。)が、外国での勤務その他の人事院規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。(配偶者同行休業の承認)

第三条 任命権者は、職員が配偶者同行休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、三年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

2 前項の請求は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。(配偶者同行休業の期間の延長)

第四条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を請求することができるとする。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の効果)

としての身分を保有するが、職務に従事しない給与を支給しない。

(配偶者同行休業の承認の失効等)

第六条 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなつた場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなつたことその他の人事院規則で定める事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時の任用)

第七条 任命権者は、第三条第一項又は第四条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間(以下この項及び第三項において「請求期間」といいう。)について職員の業務を処理することが困難であると認めるとときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行なうことができる。

この場合において、第二号に掲げる任用は、請求期間について一年(同条第一項の規定による請求があつた場合にあっては、当該請求による延長前の配偶者同行休業の期間の初日から当該一年)を超えて行なうことができない。

一 請求期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行なう任期を定めた採用

(人事院規則への委任)

第十一条 この法律(前項及び次条の規定を除く。)の実施に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

二 請求期間を任期の限度として行なう臨時の任用

任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が請求期間に満たない場合にあつては、当該請求期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

新する場合は、公務の日から起算して三月を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六十七条) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六十七条) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。

第二条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十九号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(国家公務員法第八十八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。

(人事院規則への委任)

第十二条 この法律(前項及び次条の規定を除く。)の実施に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

二 請求期間を任期の限度として行なう臨時の任用

任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が請求期間に満たない場合にあつては、当該請求期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

する者(以下「任命権者」という。)と、前条中「前条及び次条」とあるのは「前条」と読み替えるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六十七条) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。